

宮城県公報

宮 城 県
（総務部 県政情報・文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

規 則

ページ

- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行細則の一部を改正する規則
（デジタルみやぎ推進課） 一
- 家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則
（畜産課） 一

規 則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第七十九号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行細則（平成二十七年宮城県規則第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

第三条を第四条とする。

第二条第一項第一号中「第十項第一号」を「第九項第一号」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「別表第一の一の項5」を「別表第一の一の項4」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「別表第一の一の項6」を「別表第一の一の項5」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「別表第一の一の項7」を「別表第一の一の項6」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項を第七項とし、第九項から第十一項までを一項ずつ繰り上げ、同条を第三条とする。

第一条の次に次の一条を加える。

（条例第六条に定める事務）

第二条 条例第六条の規則で定める事務は、庁舎管理規則（昭和四十年宮城県規則第六十四号）第三条第二項の表に規定する行政庁舎及び議会庁舎並びに地方合同庁舎及び地方庁舎への出入りに際しての本人確認の事務とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第八十号

家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則

家畜改良増殖法施行細則（平成十二年宮城県規則第二百十号）の一部を次のように改正する。

第八条を次のように改める。

（家畜人工授精用精液及び家畜受精卵の管理に関する報告書）

第八条 条例第四条の規定による報告は、次の各号に掲げる様式により行うものとする。

一 法第三十二条の二の規定に基づき農林水産大臣が指定した家畜人工授精用精液又は家畜受精卵（以下「特定家畜人工授精用精液等」という。）に関する管理を行っている場合にあつては、様式第四号

二 家畜人工授精用精液又は家畜受精卵（特定家畜人工授精用精液等であるものを除く。）に関する管理を行っている場合にあつては、様式第五号

第九条を削る。

様式第四号を次のように改める。

様式第4号 (第8条第1号関係)

特定家畜人工授精用精液等の管理に関する報告書

年 月 日提出

宮城県知事 殿

家畜改良増殖法施行条例第4条に基づき、 年1月1日から12月31日までの特定家畜人工授精用精液等の管理の状況を次のとおり報告します。

- 1 獣医師登録番号又は家畜人工授精師免許番号：
- 2 住所及び氏名：
- 3 報告対象物：
- 4 前年12月31日時点の保存数量： 本
- 5 管理の状況

| (単位：本) | 年 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 合計 |
|------------|---------|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|
| 譲受数量 | | | | | | | | | | | | | |
| 利用数量 | | | | | | | | | | | | | |
| 廃棄又は亡失した数量 | | | | | | | | | | | | | |
| 月末時点の保存数量 | | | | | | | | | | | | | |
| 備考 | | | | | | | | | | | | | |

備考

- 1 年は西暦で記載すること。
- 2 獣医師及び家畜人工授精師の免許を有さない場合は、1の記載は不要とする。
- 3 3の報告対象物は、「家畜人工授精用精液」又は「家畜受精卵」のいずれかを記載し、報告対象物ごとに当該様式に基づく報告を行うこと。なお、「家畜人工授精用精液」は「精液」、「家畜受精卵」は「受精卵」の省略表記を認める。
- 4 備考の欄には、亡失した特定家畜人工授精用精液等を発見したときなど各項目に該当しないものについてその事由と数量を記載すること（例：亡失した精液の発見 + 2）。

様式第五号を次のように改める。

様式第5号（第8条第2号関係）

家畜人工授精用精液又は家畜受精卵
（特定家畜人工授精用精液等であるものを除く。）の管理に関する報告書

年 月 日提出

宮城県知事 殿

家畜改良増殖法施行条例第4条に基づき、 年1月1日から12月31日までの家畜人工授精用精液又は家畜受精卵（特定家畜人工授精用精液等であるものを除く。）の管理の状況を次のとおり報告します。

| | | |
|---|--------------------------|--|
| 1 | 獣医師登録番号又は 家畜人工授精師免許番号 | |
| 2 | 住所及び氏名 | |
| 3 | 家畜の種類 | |
| 4 | 家畜人工授精用精液を譲受した件数 | |
| 5 | 家畜受精卵を譲受した件数 | |

備考

- 1 年は西暦で記載すること。
- 2 獣医師及び家畜人工授精師の免許を有さない場合は、1の記載は不要とする。
- 3 3の家畜の種類は牛、豚、馬、山羊又はめん羊のいずれかを記載し、家畜の種類ごとに当該様式に基づく報告を行うこと。
- 4 4は家畜の種類ごとに記載し、5は牛に限って記載すること。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和五年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の家畜改良増殖法施行細則第八条の規定は、この規則の施行の日以後の期間に係る報告について適用し、同日前までの期間に係る報告については、なお従前の例による。